

ハローワーク等分科会 第2回議事録

内閣府官民競争入札等管理委員会事務局

第2回ハローワーク等分科会 議事次第

日 時：平成 19 年 6 月 8 日（金） 14:34～17:06

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1 開 会

2 議 題

1．厚生労働省ヒアリング

3 閉 会

< 出席者 >

（委員等）

落合主査、逢見副主査、吉野副主査、渡辺委員、原専門委員、花見参与

（厚生労働省）

職業安定局 水野首席職業指導官、公共職業安定所運営企画室 山田室長

（事務局）

中藤官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官

落合主査 それでは、第2回「ハローワーク等分科会」を始めさせていただきます。
議題に入る前に、1点、事務局より連絡事項があります。

事務局 それでは、事務局の方から1点連絡させていただきます。

先月23日に開催されました第25回官民競争入札等監理委員会で行われましたハローワークの「市場化テスト」に関する民間事業者からのヒアリングにおける発言につきまして、出席いただいております株式会社ヴェディオール・キャリアから、事実誤認があったということで、謝罪の旨、また発言を訂正させてほしい旨の申し入れがございました。

訂正させてほしいという発言でございますが、内容は、平成18年度に同社がモデル事業ということで、求人開拓事業を行っておりますが、これに関してされたものでございます。

この求人開拓事業につきまして、ヴェディオール・キャリアから、「非常に辛いことがいろいろある。ハローワークと取引」、取引というのは、利用実績があるということですけれども、「この利用実績のないところで求人開拓を行ってほしいということが条件として提示されたということで、ヴェディオール・キャリアからハローワークに対して、その利用実績がハローワークとの間である事業所がどこなのかを尋ねたところ、ハローワークからそれは教えられないということで断られたということがありまして、ヴェディオール・キャリアとしては仕方がなく、事業所の全部に接触していくしかなかった。それは本当に効率化以前の問題である」という発言がされたものです。実際、委員会が終わりました後、厚生労働省からヴェディオール・キャリアに対して、「ハローワークからは利用実績がある状況については、週1回提示していた」という御指摘があったということでございます。それを受けて、ヴェディオール・キャリアで事実確認をいたしましたところ、確かに御指摘のとおり、このデータについては週1回いただいていたということでございます。

なぜこのような発言になったかという経緯でございますけれども、同社の方では人海戦術ということで求人情報の収集をやっておりまして、網羅的に事業所の訪問をすべてやっていた。事実上データはいただいていたのですが、そのデータを活用しない状況になっていたということで、現場と本社との間の認識の違いがあったということでございました。発言については誤りがあり、そこについては適切でなかったということで、訂正の旨の申し入れがあったものでございます。この場をお借りいたしまして、訂正の連絡をさせていただきます。

以上でございます。

落合主査 それでは、厚生労働省からのヒアリングの方に移りたいと思います。

本日は、厚生労働省職業安定局総務課公共職業安定所運営企画室の山田室長、職業安定局水野首席職業指導官にお越しをいただいております。

この監理委員会の方で論点メモというものをお渡しいたしているわけですが、この論点メモに対する考え方につきまして、厚生労働省から20分程度お話いただいた上で意見交換をしたいと思っております。

それでは、よろしくお願ひいたします。

山田室長 公共職業安定所の運営企画室長をしております、山田でございます。

資料3の方で、いただいた御質問に対して、一問一答形式の形でお答えするようなスタイルで資料を提示させていただいております。

最初に、ヴェディオール・キャリアの件について、今、ちょっと誤解がありそうな点が1点ありました。これは週1回提供と先方は言っておるんですけども、我々は毎日提供するといったのを、ヴェディオール・キャリア社の方が週1回でいいと言ったので、結果として週1回提供する形になっているということを付言させていただきます。

それでは、本題に入りまして「ハローワークの市場化テスト今後の主な論点」に対する回答ということです。

まず最初の「1 実施内容」について「官民窓口の併設」というところで、同じハローワークが、一方で受託事業者を監督して、一方で民間事業者と競争するというのは利害相反にならないのかということにつきまして、回答としては、受託事業者に対する監督というのは委託契約を行う都道府県の労働局が担当することになるので、利害相反にはならないというお答えになります。

「官民の窓口を自由に選択」とあるが、具体的にどのように実施するのか。窓口を自由に選択といっても、官民の差異が明確でないから混乱するのではないかと御懸念。

これについては、恐らく最終的に落札業者の方が決まってから本当に細かいところは決めると思いますが、我々が今、頭に思い描いているものはその回答にあるとおり、紹介部門が配置されているフロアに受付を設ける。双方の窓口で提供するサービス内容を記載したリーフレットを配付して説明をする。利用者に自由に窓口を選択してもらうということを想定しております。

受付については、毎日2人官民からそれぞれ出して立てるというやり方も考えられますし、それでは余りに非効率なので、交代交代でやるとか、このようにいろいろあるかと思しますので、最終的には落札事業者とも協議をして決めるべきものと考えておりますから、基本的な思想は御質問のところを除去するような方向で考えております。

官民の窓口の併設によって同様の体制を整備することによって、かえって効率性が低下したり、創意工夫の余地が制限されたりする恐れはないのかということで、効率性が低下するという点についてはニュアンスがわからなかったのでお答えが方向違いになっているかもしれませんが、あくまでも職業紹介窓口数を減少させて、減少した窓口の運営について受託事業者に委託する形をとります。

それから、官民同様の体制を整備するということが、あくまでもこれは官民のイコールフットイングの観点からそういうことを気にしているだけであって、例えばレイアウト変更、物理的にできる、できないという問題はありますけれども、そういったことについては相談できると思えますし、そのところに創意工夫を發揮されたいということであれば、そこには相談に応じる余地がありますが、いずれにしても、このことによって効率性が低

下するという事は恐らくないと思います。

官民窓口を併設する場合、実績をどのように比較するのか。官のコスト開示の問題について触れられています。

基本的に、最終的には実績の評価方法というのは今後、実施要項の議論を経て決定されるものと考えておりますが、現在、我々が描いておりますのは、求職者全体あるいは属性ごとの就職件数、就職率、それに係るコスト、アンケート調査による利用者の満足度を比較するという事を考えております。

官側のコストの問題については、人材銀行だとかキャリア交流プラザが既に先行してやっておる事業と同様と考えておりますけれども、これは監理委員会でおつくりになられる実施要項に関する指針というのを踏まえて適切開示できるようにすると考えています。

2ページは、特区として実施された「官民共同窓口の設置による職業紹介事業」についてどう評価しているかということでもあります。

回答としては、官民の共同窓口の設置による職業紹介事業については、地方公共団体が設置するスペースにハローワークと民間職業紹介事業者が入るということで、求人求職情報を相互に回付して、就職支援を行うというものであると理解しております。

特区における官民共同窓口については、ハローワークと民間職業事業者というのは全く別組織として運営されておって、あくまでもこれは地方公共団体からの委託の範囲で民間事業者の方が動かれるということで、今回はハローワークの現行の紹介部門を組織を反映させてやるということで、むしろ国の事業の枠の中に入れていただくということなので、そういった特区で実施されたものとは全然制度が違うものなので、これを比較するという事はできないと思っております。

その後のパラグラフに書いておるのは、恐らく御懸念の点がそこにあるだろうということで書いたものです。特区事業においては、ハローワークの職業紹介を委託しているわけではない。あくまでも地方自治体とその職業紹介事業者の方との関係で動いているものでありますので、ハローワークから提供する求人情報は、官民共同窓口で受理したもの、管轄のハローワークの求人に限られていたということがあって、今回のものについては、あくまでもイコールフットィングを確保するという観点を強調しておりますので、全国ベースの最新情報を提供するという事。ここも全く違うところであります。

評価ということでありましたので、内閣府のホームページの方に出ておる評価をそのまま引っ張っていますけれども、その構造改革特区の評価委員会では一定の評価がされているということで、利用者の声として、官民が単独でやるサービスよりも利用しやすいという声がそこに掲載されておりますが、そういった評価がなされて全国実施ということになったと考えております。

2ページの下のところですが「失業認定を厳正に行うための職業紹介」についての御質問です。これについては、雇用保険の失業給付というのは、最初の にありますように、外形的な事由によって給付を決定できる他の社会給付とは異なり、ハローワークが労働者

の内心を求職活動の実績だとか本人の希望する仕事の内容に照らして、判断して最終的に失業として失業給付を支給するということになっています。

ただ、この一連のプロセスは労働の意思の確認について職業紹介を組合せながら適正に行っているというところであるというのが1つのポイントになります。

それから、行政処分の前提となる職業相談、職業紹介であるという位置づけから考えて官の窓口で引き続き実施する必要があると思っています。

具体的にはどういうふうに行っているかということが、2つ目の にプロセスを書いています。

受給資格を得て、雇用保険の支給を受けようとする者全員に対して求職申し込みをさせる。それで常にハローワークが職業紹介をできる状態にする。それで28日ごとに1回失業認定を行う際に、職業紹介、職業相談を受けるように受給者に指示する。職業相談部門においては、その職業相談、職業紹介の状況を逆に雇用保険の方に連絡をして、最終的にその給付担当部門が失業認定給付を行うということになっています。

給付担当部門において、もしその人の労働の意思が疑わしいということであれば、改めて職業紹介を受けるように命じて、労働の意思を確認するということになります。

実際、労働の意思がない。あくまでも失業保険というのは、職がなくて労働の意思がある人に対して払うものなので、ないと判断された場合は失業を認定しないということになって、紹介・指導を拒否した場合と判断される場合については、給付をストップするということになります。いわゆる給付制限というものになります。

そういった失業認定の前提となる職業紹介以外については、今回のスキームでは官民相互の窓口を利用することが可能となっております。

3ページ目ですが「チーム支援」についての御質問です。

チーム支援については、我々が繰り返して言う必要もないと思いますが、成長力底上げ戦略でハローワークが他の機関を引っ張っていく形で行うものであるということで、具体的にこういった人たちに対する支援というのは、ハローワークが地域の福祉事務所だとか福祉施設だとかを直接訪問して、そちらサイドの担当者と密接に連絡をとって行うというものであります。対象者の選定から始まって、支援計画の策定、計画に基づく就職支援、職場定着指導ということを一連セットで行うもので、その過程では、企業に対する指導も行うということで、対象から外したということ考えております。

勿論、自らハローワークを訪れて求職活動を行うような対象者については、受託事業者による支援対象になると思います。

官民それぞれ得意な分野があることを踏まえて、利用者の利便性、効率性の観点から、業務を分けてやれという方法についてどう考えるかという御指摘です。

基本的に、最初の はハローワークがどういう存在であるかという説明になりますけれども、あくまでも国民のセーフティーネットとして機能する組織である。そこで持って公平・公正な無料職業紹介をするということになります。

ということになりますので、「市場化テスト」においては、これまで監理委員会ですとか経済財政諮問会議から包括的民間委託の実施ということを要請されてきたということも踏まえて、官民が業務分担するという方式を行うという話にはならないと考えています。

あと「市場化テスト」のスキームからしても、単なる民間委託ということであればそういったことはあり得ると思いますが、「市場化テスト」というのは単純な民間委託ではなくて、官民比較を行わなければいけないという枠組みになっておりますので、そういう意味からしても業務分担というのはおかしいと思っています。

3 ページの下の 23 区内の 2 か所で 100～120 名程度の従業員規模というところで、どこで実施する予定なのかという話です。

これについては、今回の「市場化テスト」が利用者に与える影響も大きい。これは受託をしようとする事業者の方にとってもかなり大きく、これまでの事業と規模がずれている話であるということもあって、ハローワークに実際来る求人求職者数、地理的な問題、庁舎内のレイアウト。これはまさに官民のイコールフットィングの話と絡みますけれども、あと、引用されている大臣のコメント等も総合的に勘案して、実施対象施設を検討しているところであります。今の段階では決まっていません。

4 ページはネットワークです。

官民のイコールフットィングを確保するために、官の情報についてすべての情報をおつ同様の仕方でやるのが原則だと考えられているということで、官民でどのような違いがあるのかということなんですが、基本的に、まず企業に関する情報というのは、求人情報と企業指導情報があるということ。求人情報については、公開、非公開がありますが、非公開についても、あくまでも「市場化テスト」を受けていただく事業者の方ということをお前提にして、なるべく公開の方に持っていくような形にしようと思っています。

企業指導情報については、民間企業が企業指導をするハローワークの職員以外には知られたくないものであるということからして、これは企業の意向に反しては提供できないと思っています。

一方、求職情報については相互的なものですが、受託事業者とハローワークとの間で相互に共有するということは、本人の了解というのはどちらの方向についても同じですけれども、相互に共有するということはありません。

求人情報の具体の話の御質問は 4 ページの下のところです。受託事業者に提供する全国の求人情報とハローワークにおける情報ネットワークの求人情報というのはほとんど同じもので、速報性についても業務が停止している夜間にデータ更新がされて、更新データを毎日提供するというようにしています。

具体的方法は、コストとの見合いで今、検討中です。

事業者名の非公開の扱いについては、先ほど触れましたので省略します。

あと、次の も同じで先ほど説明しました。

過去の求人情報を民間事業者が利用することは可能かということで、これは実態的にハ

ローワーク側がそれは利用していないので、特に提供する必要はないと考えています。

5 ページです。求職情報についての扱い。

これについても、先ほどコメントしましたが、その第2パラグラフ、無効になった求人の取扱いについてですが、無効になった後1年を経過すると破棄されるということで、再度求職申し込みがあった場合であって、本人の了解が得られた場合については提供することはあり得ると思います。

企業指導情報についてですが、これも先ほどお答えしましたけれども、基本的にある種捜査情動的なものであるということで、我々の労働基準行政ほどそういったものに対する仕事のシェアというのは大きくはないですけれども、基本的にここに書かれている情報は、そういう意味で労働に関する捜査情報とも言えるものなので、秘匿度が高いものであるということで、ちょっとそういうものは提供できないということです。

実際、多分御懸念は職業紹介に係るところで不利が出ないかということだと思いますが、これについては基本的に求人受理に際して不適切な点があれば、是正した上で受理しているということで、労働法に違反する求人はないと思っています。

ですので、職業紹介、求職者に対して不利益が及ぶようなことはないと考えています。

6 ページです。求職者の選別の問題について御指摘がありました。

最初ののところは、既に諮問会議提案の方にも書いてある話を繰り返しております。

具体的な内容を検討していく、これを具体化するに当たって、就職困難度の判定について今のところどういうふうになっているのかということについては、障害者手帳だとか求職申込書の記載事項だとかに基づいて窓口で行う。現にハローワークの職員もそういうふうにして判断しています。

一番最後の御質問の最後のポツの就職困難度の高い求職者について別契約にするということについては、これはもう今回、セーフティネットとしてのハローワークの業務をやっていただくということもあって、基本的に就職困難度の高い人だけを別契約にすることはあり得ないと思っています。

就職困難者についても民間事業者に契約上一定の就職件数の目標を掲げることは、今回の事業のスキームとして当然であります。

ですので、一人でも就職させればそれで成功報酬を加算していくような仕組みというのは、そもそもこの事業の思想からしてあり得ないと思っています。

それから、求人求職者の情報管理については、我々もそこに書いてあるような防止システムを考えてはいますが、御指摘のようにこれだけで本当に足りるのかという御指摘は、我々も認識を共有しております。これ以外について、もし御提案があれば、我々もこれに入れていく。多分、これはいろいろなことを求人情報のディスインセンティブ方式だとかアンケートだとかに比べて、この情報の守秘義務の徹底というのはなかなか難しいものがあるので、幾つかの方法を重ねてやらないとなかなか難しいと考えております。

一定数の正社員の確保については、そこに書いてありますように、国が配置している常

勤職員数を踏まえて、ハローワークの無料職業紹介事業を適正かつ確実に実施できる体制として、職業紹介に関する知識経験を有するものであって、必要な数の雇用の者を専任として配置することを念頭に置いております。

7ページは、労働関係法令違反企業を入札から排除するとあるが、どのような法令違反が排除の対象になるのかということで、そこに縷々書いております。

ただ、ここのところは1点注意いただきたいんですけれども、我々の方で国会で最近、労働法令違反企業に対してハローワークが民間委託しているケースについて問題視されることが出てきていますので、今、この「市場化テスト」に限った話ではないですけれども、入札資格について基本的に厳格化する方向で再検討しております。

その結論は今すぐには出ないので、これは要項段階では明示していかなければいけないものだと考えておりますので、明示させていただきます。

イコールフットィングの確保ということについての御質問なんですけど、具体のイメージが湧かないので、お答えがすごくあっさりした形になってはいますが、民間事業者の創意工夫の内容が不明な中では具体的な議論はできないですけれども、基本的に発想としては民間事業者の創意工夫を阻害しないような仕組みにしたいというのは共有した考え方です。

建設・港湾の職業紹介は民間事業者が適切に実施するためにどのようなことが考えられるかということで、基本はまず公共サービス改革法の改正をしていただいて、今の人銀のような形で、民間職業紹介事業者が、この件に関しては建設港湾の業務に係る職業紹介をできるという特例を設けていただくということがまずは必要だと思っています。

情報開示についてですが「市場化テスト」に当たって、ハローワークの業務実態とコストに関する点。これは最初の部分で出てきたものと重なりますけれども、基本はその実施要項に関する指針というのを踏まえて適切開示ができるようにしていこうと思っています。

事業開始時期についてですが、今回、最初の で述べていますのは、まず法の特例措置が必要だという先ほどの問題というのは、まず第一にあるということ。

今回はこれまでの事業よりも規模が圧倒的に大きくなりますので、加えて、障害者を始めとしたさまざまな種類の利用者に対応することになるということ。

情報の適正利用、守秘義務違反についても、これは事業規模が大きくなるということで、より一層厳格な規制を課す仕組みが必要だということ。

それから、新たに別々のバックグラウンドを持った利用者を対象にするということで、求職者選別を行うことを回避するための仕組みを導入する必要があるということで、これは全くこれまでしていませんでしたので、これまでの一部事業を民間にお願いしていたので余りこういうことは気にしなくてよかったんですが、「市場化テスト」でも恐らくこういったスキームを導入するのは初めてになりますので、そこのところは制度設計に一定の時間をいただきたいということ。

3つ目の のところは、官民のイコールフットィングの話もありますけれども、庁舎の

レイアウト変更だとか部門の見直しだとかを行うことになります。これについても、これがまた受託事業者が決まらなないと恐らくスタートできない話だと思いますので、受託事業者の意見も聞いた上でしなければいけないということなので、落札業者が決まった後に、その事業者に対する研修だとかと合わせてそういったことをする必要があるので、これまでの事業に比べて一定の準備期間が必要だとは考えています。

最後の 8 ページです。

法令改正については、これも先ほども申し上げましたけれども、人材銀行同様特例措置を定める必要があると考えている。詳細については、省令で定める必要があると考えておりますけれども、これも今、洗い出しをしております。

ILO88 号条約との関係についてという最後の御質問は、基本的に今回、官民共同窓口という、官が必ずハローワークの中に入っているという形での体制でやっておりますので、ILO88 号条約に対する違反という問題は、このスキームに限って言えばないと思っています。

ただ、官が行う職業紹介窓口を全く設置しないような状態で民間委託するということは、88 号条約違反だと考えております。

済みません、5 分ほど延長しました。以上です。

落合主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御自由に御意見、御質問をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

渡辺委員、どうぞ。

渡辺委員 細かいお話の前に、今の御説明を伺いますと、要は窓口を減らして、その窓口の分を民間に委託する。民間の委託をするけれども、官が指導・監督しますというのが全体のフレームのように伺えるというか、それ以外読みようがないと思うんですけども、その際にもともとの民の活力を利用して、どんどん効率化を図り、いい制度にしましょうというもともとのスタートの理念についてどういうふうに今の御提案でできるのか。

済みません。私は今の御説明を伺って、そこがよくわからなくなってしまったんですけども、そこをお願いできますでしょうか。

山田室長 官と民が、官が窓口を半分にして、民にお願いするという提案は、まさにそのとおりなんですけれども、基本的にこれは指導・監督は「市場化テスト」の枠組みでは官からできませんので、その中でどういう形であるかということについては、あくまでも民間の方の創意工夫でもってやっていただくことになりますので、逆に指導・監督という意味であえて言えば、必ずハローワークとしてこういう事業をしていただかなければいけないとか、例えば就職差別の問題だとかといったものについての研修だとかは勿論やる前にしますけれども、その中でどういう体制でもって事業をするのかということについては、あくまでも民間の考え方で動かしていただくということになります。

渡辺委員 それは官が指導・監督するわけではない。

別に細かいことにこだわっているわけではないんですが、官が指導・監督することができないというのは、利益相反のところでお答えいただいたとの問題だからということですか。

山田室長 これは「市場化テスト」の本来の趣旨からきているものなので、これはたしか内閣府の方に対して、ある自治体が窓口業務を民間委託するに当たって、官の方から窓口業務はいろいろ問題が起きたときに、官側がいちいち指導したりしなければいけないのに対して特例をつくってくれという要望を内閣府に出されたんですけども、それに対する内閣府のお答えは、基本的にそれは「市場化テスト」や民間委託のスキームが全く外れるので、そういうのはおかしいというお答えを昨年されていますので、我々も基本的にそういう話です。

その理由というのは、まさに今、おっしゃられた、民間が創意工夫するのにいちいち国が口を出していくようなやり方というのはおかしいという意味で、そもそも「市場化テスト」のフレームから外れるということでお答えになっていたと思います。

もし、内閣府の方で何かコメントがあれば、付け加えてください。

櫻井参事官 今の点については、具体的に何のことを言っておられるか、趣旨が必ずしもよくわからないので、そこは後で確認させていただきます。

山田室長 はい。

渡辺委員 別に指導・監督をやるからとか、指導という言葉がお気に触ったのかもしれないんですけども、指導・監督なり、ある枠組みの中で民間にやらせましょう。その民間に任せる枠組みというのが、非常に限定的なものになるという点についてのお考えを伺いたいということに質問を若干変えさせていただきます。

山田室長 ごめんなさい。私も指導・監督という枠で縛るという意味ではなくて、民間事業者が御自身で提供する、例えば求人提供の仕方だとかにこういう工夫をするというときに、いちいちそれが官の許可を取らないといけないという形にするつもりは全然ないので、そこはデータを書き換えていただいて、やっていただくなり、何なりということは民間の方に自由にできる状態にしようと思っています。

ちょっとお答えが質問の趣旨と違いますか。

渡辺委員 多分かみ合わない気がしますので、どうぞ次にお進みください。恐れ入ります。

落合主査 ほかに御質問、御意見ございますか。

原専門委員、どうぞ。

原専門委員 途中にあったとおり、これは官民の競争が要諦であるというところの御理解もそのとおりなので、あとはそれをいかに公平にやるかというところでいくと、やはり細かいところはいっぱいあるんですが、全体として最初の質問の、例えば労働局が担当するということが、やはり我々国民の立場からすると、結局大きなグループの中で関係し合う人たちが決めていって、結局民というのがそこで踊らされてしまうのではないかという

のがどうしても出るんです。

これは、同じく会計のところもそうで、これですと公平ですよ、イコールですよ、公開も適切にやりますよということであると、もうそこで議論が終わってしまうんですが、民間の世界だと、本当にこれが公正かどうかここに監査が入るんです。例えば公正取引委員会、監査法人。こういう機能がないと、この答えでも、どうしてもこの疑問がぬぐい得ないんです。その辺についてはいかがでしょうか。

山田室長 1つには、実際始める前の話のところは、多分要項をこの場で審査していただくときにいろいろ意見を言っていただけだと思います。ただ、実際始めてしまって、あと最終的に評価をする段階に対してということになると、勿論、今でも事後的な御報告はこちらでさせていただいておりますけれども、基本的に今のスキームですと、この評価委員会というのを厚生労働省が持って、近々またこちらで御報告させていただくのもその評価委員会の報告になりますけれども、そちらに有識者の先生にも入っていただいて評価していただくということがそれに当たるかなと思っています。

多分、事業実施中の監督というのは、むしろ契約に対してきちんとそれを実施しているかという意味でのものだと思いますし、ただ、最終的な評価に至るプロセスの中で、定期的に情報を、これは官の側からも民の側からも出すことになると思いますけれども、それを回収したりといったようなことについては、当然、監督をする労働局の方ですることになると思います。

こういうスキームで今回しようと思っておりますが、その官民比較の問題については、19年4月から始めた事業については「市場化テスト」法ができてからさほど経たないうちに事業がすぐスタートしなければいけないということで、監理委員会の場での要項の審査だとかといったものについても、割と短兵急にやらざるを得なかったというところはあるんですけれども、今回については、官民のイコールフットィングの話とその評価の仕方については、要項に書くか書かないかという話もありますけれども、そのところでかなり詰めさせていただきたいと思います。

ただ、前回、原専門委員が言われた、やってみて、評価方法自体も修正しながらやっていかなければいけないという御指摘はわかりますので、中間報告のようなものをこの場でさせていただくようなことで、監理委員会の一定のチェックを入れるということは、方法としてあり得るかなということは思っています。

ちょっと今、思いつきで言った話なんですけど、そういう形でなるべくこのスキームであっても、きちんとしているという証が立てられるようなチェックの仕方というのを我々も考えています。

落合主査 今の原専門委員の質問に関連して、結局競争をします、そしてどちらが優れていましたかという判定をすることになりますが、その競争が言わば公正な形で行われているかどうかを始終モニタリングする役目が必要となります。そして、それを判定する役目というのもあるのですが、競争が公正な形で行われているかどうかをモニタリング

する部分について、言わば同じハローワークの建物の中に官の窓口と民の窓口があったときに、官の窓口は言ってみればモニタリングをする役割も担っている官の手足という位置づけになりますね。

そうしますと、やはり官の手足と民間とが競争しますといったときに、それをイコールフットリングでの競争が行われているかどうかモニタリングするのはこれもやはり官であるということになると、本来的にそこに利害相反的な状況があるのではないかと。

したがって、そういう競争を実際に行う者がモニタリングもするという仕組みには問題があるのではないかとというのがこの論点だと思っております。

そうすると、それをもし突き詰めれば、競争の段階においては、モニタリングは別途中立的な機関がやりますというのは、恐らくコスト、その他を度外視して考えると、一番公平な形でのモニタリングが行われるだろうということになるはずですね。ですから、それが可能かどうかという点も問題がありますし、検討する必要があると思いますが、仮にそれが難しいという問題が出てきたときに、それにかわる次善の策として、どういう仕組みというものが考えられるだろうかというのは、なかなか難しい問題だろうと思っております。そういう問題意識から見ると、この回答はやや率直に言えば木で鼻をくくったような、問題の所在がかえってわからないのではないかとと思われるような回答になっている辺りは問題であり、これはやはりともに監理委員会と厚労省とで公正なモニタリングができるような仕組みをやはり考えておく必要があるだろうと思っておりますので、委員会と厚労省で更に今後、検討したいと思っております。

山田室長 私ども、利害相反になるかならないかというところに着目し過ぎたので、それに対するお答えとして、割と形式的な内容になってしまって申し訳ないと思っております。

確かに今、先生が言われたように、多分これはこれまでは1年ごとに事業が進んで、3年になったのは19年4月からだったので、余り中間的なところでどうのこうのという話というのは、これまで恐らくなかったと思っております。

多分、これは今、動かしているキャリア交流プラザだとか人材銀行の話にも通じてくる話だと思いますけれども、長丁場でやる話でもありますし、今回のこの事業について言えば、もっと規模が大きくなるということで、それは我々も不安でありますし、民間事業者の方からも別の意味での不安があると思っておりますので、確かに中間段階でのチェックという意味でのモニタリング機能というのを新しくスキームに突っ込まなければいけないという御指摘は、私もそう思いますので、これは考えます。

落合主査 ですから、その点で、典型的に考えている今までの「市場化テスト」の適用の方法としては、官の方はこういう予算でこれだけの質をターゲットとしてやりますという案を出し、民の方もこれだけの予算でこれだけの質のものを確保しますという案を出して、それで入札をやって優れた方を選択させようというやり方です。

したがって、官と民が同時に並行的に業務を競争するというスタイルではないもので、利害相反というのが正面から出てこないやり方だったのだけれども、現在の案では言わば

官も民も競争していて、そしてしかも官が全体的に委託契約も含めてそれを通じて民を監督するというやり方です。公共サービスが民間に任せた部分で非常におかしなことが出てくれば、これは国民に迷惑になるので、官がそれをやはりチェックしなければいけないという必要性もあるし、やるべきであろうと思いますけれども、そうなってくると、自分で競争していて同時に競争相手の民を監督するというスタイルが出てくる辺りが、この厚労省のスキームだと非常に問題になる部分ですから、今まで確かに監理委員会としても経験がないやり方なもので、その辺のところは今後、お互いによりイコールフットイングが実現されるように検討してということでしょうかね。

山田室長 わかりました。

今、1点、中間段階でのモニタリング的な機能を強めなければいけないという御指摘と我々がもう一つ考えているのは、我々に対する、そういう自分で自分を審査するみたいなところの御懸念を取り払おうというもう一つの仕掛けの仕方として、実績情報の公表の頻度を上げようと思っています。

それは当然、民間の側の実績も官の実績も両方ですけれども、コストを毎回毎回出せるかということちょっとそれは難しいと思いますけれども、実績の評価の仕方についての透明度を上げることによって、それは勿論、官民両方にきちんと確認をした上でやることになると思いますけれども、それでガラス張りにすることで見えやすくする方法ができるのではないかと思います。

毎月毎月やっているとちょっと大変なので、頻度についてはまた考えたいと思いますけれども、今の制度よりは、その頻度を上げてやる必要があるということで、御指摘のように、確かに今のスキームというのは今までの「市場化テスト」のやり方とかなり違いますので、その点に配慮するという意味でも、モニタリングと情報公開の頻度を上げるということについては気をつけようと思っています。

要項にそういうことまで書くかどうかという話がありますけれども、要項に書くか書かないかは別としてこういう感じで考えていますということについては、監理委員会の方にお示しして、御確認いただけるようにしたいと思っています。

落合主査 ほかにございますか。

花見参与、どうぞ。

花見参与 今の論点に若干関連するんですが、3ページの四角で囲ってあるものの2番目の問題です。今、主として評価のことで質疑が出ていたんですが、私はこのところで割と重要なのは、2番目の のところで、官民の業務分担のという方式はなじまないと厚労省はお考えだということなんですが、どうも私はこの問題というのは、官民競争というものも勿論問題なんですけれども、むしろ協力ということが、ハローワークで国が全部官でやっているのに対してそこに民を導入するという中には、競争以外に協力という問題があると思うので、その協力という点から言うと、業務分担でやるということが非常に重要だと思うんですが、それは今、考えているスキームの中には入らないようというお話は一

応わかるんですが、それを踏み込んでやるという可能性については、厚労省は考えないというスタンスですか。

山田室長 基本的に、言うなれば我々も社会的弱者の問題はこれまで監理委員会にも諮問会議の話にも入れてきました。

ただ、これについては、社会的弱者の人が選別されないようにするためにどうするかということについての考え方として、別々の利用者のカテゴリーとしてやってしまうというやり方もありますけれども、ただ、制度の仕組みとして民間の事業者の方が、委託事業とは言っても一定の利益を上げなければいけない。低いコストでもって高いパフォーマンス、もともと自分たちでやられていたノウハウを移転してやるというこのスキームの中で、そういったもともと民間が持つておられるスピリットのようなものを崩さないような形で制度に仕組めないかということで、この監理委員会の場でも諮問会議の場でもありましたけれども、そのインセンティブとかディスインセンティブを組み合わせることによって、そこが不自然な形ではなくてできるのではないかという御指摘もありましたので、今回は割とそれを反映させているものだと思います。

言われた競争と協力の関係ということについては、ちょっと難しいところがあって、基本的に私は競争は競争だと思っています。官にとって民は競争相手でありまして、民にとって官は競争相手であるというところは、やはり崩せないと思っています。

そこで、恐らく花見先生が考えられている協力のイメージは、今、私が言おうとしている協力の話と違っているかもしれませんが、例えば民間が困っているときに官が助けるとか、官が困っているときに民間が助けるということを入れてしまうと、官民比較がおかしくなってしまうことになる。

昨日もある企業のセミナーに出ていたときにもあったんですけども、協力を埋め込むというのはどういうふうに考えていったらいいのか。確かに同じフロアで官と民の窓口があって、そこが朝出てきたときにお互いにらみ合いながら仕事をするみたいなのは、余り気持ちのいいものではないねという話を民間の事業者の方が言われていたので、それはそうなんですけれども、その協力の仕方は、官民比較だとかそういった問題に引っかからないような形でいきたい。

私は、基本的に官民の連携というのは、利用者の立場から見ると、全体として官と民が両方入っていることによってパフォーマンスが上がるという体制ができていれば、それは連携できたということではないかと思っていますので、余り協力ということを考えてしまうと、なかなかこの「市場化テスト」のスキームからすると難しいなという感じはしますので、結果として利用者の方にプラスになる、そういう反目し合うことがマイナスになるような形がだめだということは、あると思いますけれども、そのところは制度を設計していくに当たって考えさせてもらいます。

花見参与 これは私の考え方を言い出すと切りがなくなってしまうので、この会議の趣旨に沿わないと思いますので、別の機会にしますが、厚労省の立場はわかりました。

それからもう一つついでですが、細かい問題。失業認定の問題ですが、これは労働の意思の確認は、官がやらないとだめだよというお話。簡単に言ってしまえばそういうことなんですけど、これは手続としては民がやったのを官が確認するという方法もあり得るのではないかと思うんですが、これはどうなんでしょうか。

山田室長 大前提の話として、今、無料職業紹介を出すという大前提になっているので、雇用保険を直接やるという話にはなっていないんですけれども、官がやるということについての要諦というか、ポイントになる話が幾つかあります。

ここに書いてある話と重なりますけれども、紹介と保険の部門が割と一体的に行ったり来たりする形で動いているということがあって、その一部分だけ切り取ってやるということが難しいという話がまず第一にあります。

あと、これは求職者の人にお金を払うか払わないかという問題とリンクしてくるということもあって、そこも非常に難しい問題だということがあります。

あと、外形的に判断はしにくいというポイントというのもあると思います。

そういうところを総合的に考えて、ここは難しいのではないかとということで考えました。落合主査 どうぞ。

吉野副主査 そもそも認定ができる、つまり内面の問題も含めて、何でお役人だときちんと認定してよいと判断できるんですか。そこが全然わからないんです。

そんなこと言っていたから社保庁のああいう事態になったんですよ。あの教訓を生かすとするれば、お役人がいつも国民の立場に立って仕事をしているわけではないということを経験で考えなければいけない。そのためにこの課題についてきちんと競争の原理を働かせた方がいいということから話が始まっているので、どうしてそれをお役人だからできて、民間にはできないと決めつけるのですか。

山田室長 今、申し上げたのは、まさにその点を除いて3つのポイントを御指摘させていただいたつもりなんです。

吉野副主査 ですけども、この部分は譲らないと言っているわけでしょう。

山田室長 ですから、その話と紹介、保険の一体性、求職者に対するある種の制裁が係るものとリンクしているということ。極めて個別的な判断をしなければいけないというところを経験的に考えて難しいという話をさせていただいているんです。

吉野副主査 難しい？

山田室長 民間の方に任せるのは難しいということです。

吉野副主査 ですから、そこがわからないんです。どうして民間には難しいんですか。

水野首席職業指導官 役人だからできて、民間にはできないということではなくて、要するに保険と紹介を同時にやらないと適切な認定ができないということなんです。

それが紹介と認定が離れてしまうと、適切な認定ができない。同時にやらなければいけない。そこがポイントです。

吉野副主査 認定の部分を含めて、民間に出すような仕組みがあればできるということ

ですね。

水野首席職業指導官 今はそういう前提で議論はされていないので、職業紹介について「市場化テスト」をやるということになっているので、それはまた別の話になると思います。

吉野副主査 ただ、職業紹介のやり方から詰めていくとどうしてもそこにたどり着くんだとすれば、その部分についても改めて、見直す必要を検討した方がいいということになる。そう考えた場合、民間ではできないということでは絶対ないということですね。

水野首席職業指導官 要するに、官がやる職業紹介というのは認定の手続の一部のようなものだと考えております。

落合主査 どうぞ。

渡辺委員 今の点を決して揚げ足取りをしようというつもりで伺うわけではないんですけども、今の御説明を徹底していくと、職業紹介と認定というのは一体不可分。それは民間にはできない。そうすると、ますます民間事業者は一体何をやるんだろうという感じができてしょうがないんです。

1 ついいですが、競争についてだれもここで大げさな話をしようと思っているわけではないんですけども、やはりいいサービスを安いコストでやろうというところが官民競争の根っこのところで、その比較をしましょうというのがポイントなのであって、もともと競争する場をものすごく狭めてしまって、そこでだけ比較しましょうということであれば、比較にならないのではないかと、私すごい素人的かもしれませんが、そういう感想を持ったことと、あとどうしてもよくわからないのが、そのすごい限定されたところで、コストと品質を比較するとしても、そこで本当にイコールフットィングでやれるのかという問題と、多分ちょっと次元が違う問題を一緒に議論してしまうと全体像が見えなくなるのかなという感想を今、抱きました。

落合主査 どうぞ。

水野首席職業指導官 今、私どもが考えておりますのは、雇用保険受給者の職業紹介を一切民間にやっていただかないということではなくて、認定に伴う職業紹介の部分だけは国がやらざるを得ない。そうでないと適切な認定ができないということを申し上げているだけでございまして、それ以外の雇用保険受給者の方の職業紹介というのは当然、民間でやっていただくこともあり得ると考えております。

そうは言っても、おっしゃるように、完全にそのところがイコールフットィングにならないかもしれませんが、そのところはまた評価の段階でできるだけイコールフットィングになるような評価を考えていくということはあると思います。

渡辺委員 比率はどのくらいなのでしょう。

山田室長 雇用保険受給者は、ハローワーク利用者の3割です。

ですので、7割の人は雇用保険受給者ではなくてハローワークを利用している人になります。

櫻井参事官 事務局から質問して恐縮ですが、失業認定に伴う職業紹介というのは、具体的にはどのような業務をおっしゃっているんですか。例えば求職者の方が民間事業者を使っている場合でも、就業意思の確認はできるわけですね。そうすると、求職者が官の職業紹介を使わないければ職業意思の認定ができない、ということではないと思うんですが、何をもって今おっしゃった「認定に伴う職業紹介」に当てはまると考えておられるんですか。

水野首席職業指導官 今、申し上げたのは、雇用保険受給者の認定というのは、4週間に1回、28日に1回やるわけです。そのときのことを言っております。

櫻井参事官 そのときには、要するに民間で活動したという実績も評価するわけで、官のハローワークを使わないと就業意思が確認できないわけではないと聞いています。だとすると、必ず官のハローワーク（職業紹介部門）に行く必要はない、という理解でよろしいんですか。

水野首席職業指導官 求職活動自体は、民間での求職活動も認められております。

ただ、私が言っておりますのは、その認定をするときに、労働の意思が疑わしいと思われるような場合に、職業紹介をかけて、そのときの反応を見ながら認定をする。

櫻井参事官 ですから、労働の意思が疑わしいと思ったときに官が職業紹介をするという話と、この文書に書かれているような失業認定に先立って必ず官の職業紹介部門に求職の申し込みをしなければいけないという話とは違うと思うんですが。

ここに書かれているのは、初めての求職の意思の申し込みからすべて官を使わなければならないという意味だと思うのですが、今おっしゃっているのは、就業意思が怪しいといったときにはは官を使いなさいということだと思うので、これはそのどちらの方と書かれているんですか。

水野首席職業指導官 初めにというのは、最初の資格決定のときですか。

櫻井参事官 はい。

水野首席職業指導官 資格決定のときもやはり労働の意思を確認しないとですね。

櫻井参事官 ですから、そうするとこれは一貫通貫に初めから最後まで受給者の方については官を使わないとだめだ、ということをおっしゃっているんでしょうか。

水野首席職業指導官 一貫通貫ということではなくて、節目節目でということです。

受給者の方というのは、常時求職活動をしていらっしゃるわけですから、その途中では当然、民間の窓口なり民間の事業者を使うというのは当然あり得るということです。

ですけれども、節目の最初の資格決定とか認定のところでは、労働の意思を適格に確認するためには、その職業紹介は国がやらざるを得ないということです。

吉野副主査 労働の意思の的確な認定だけでしょう。

水野首席職業指導官 そうです。

吉野副主査 本当にあなたは働く気があるかないかということを判断するだけでしょう。それはどうして民間だとできないんですか。

水野首席職業指導官　ですから、それは同時にやらないと適格にできないのではないかと、いうことを申し上げているんです。

吉野副主査　何を同時にやるんですか。

水野首席職業指導官　ですから、相手の顔を見ながらですよ。

吉野副主査　それは民間がやったってできるはずでしょう。相手の顔を見るのに、役人の方が能力が優れていると言っていることと同じではないですか。

水野首席職業指導官　そうではなくて、今、この官民の共同窓口の仕組みになるとどうしても時系列になってしまいますね。認定の方は国がやる。民間の職業紹介というのは、民の方でもやることになるわけですから、同時にはできないわけですね。

吉野副主査　同時にはできないというのはどういうことですか。

水野首席職業指導官　ですから、私が申し上げているのは、認定をするときに労働の意思が疑わしかったら、職業紹介をかけて、その反応を見ながら認定をするので、認定と職業紹介行為はできる限り同時にやらなければいけないということを申し上げているんです。

吉野副主査　ですから、その作業を民間ではどうしてもできないんですかと言っているんです。

水野首席職業指導官　仕組みとして、今、雇用保険は国がやることになっております。要するに、雇用保険の保険者は国でございますので、その認定行為は国がやらざるを得ない。その認定を適切にやるためには、職業紹介も同時にやらざるを得ないということをお願い申し上げます。

吉野副主査　認定の仕組みそのものをどうするかということ議論するのは、この場では適当ではないかもしれないけれども、職業紹介と連動しているから官の方が優れているんだという言い方を私はどうしても承服できない。

水野首席職業指導官　ですから、官の方が優れているとか、そういう言い方はしていないつもりでございます。あくまでも、認定行為と職業紹介を同時にやらざるを得ないということをお願いしているだけでございます。

吉野副主査　社保庁の場合も同じだったんだけど、要するにそもそも雇用保険の特別会計の金というのは、お役人の金ではないんです。国民の金をあなた方が預っているだけなんです。ですから、それを最もうまく運用するにはどうしたらいいかということに知恵を出しあうべきなのであって、自分たちのものだと言わんばかりのような言い方をしないでいただきたいということなんです。

水野首席職業指導官　そこはおっしゃるとおりでございます。私も大切な雇用保険財源を預っておりますので、それをできるだけ有効に運用してまいりたいと考えております。そこはおっしゃるとおりでございます。

落合主査　花見参与、どうぞ。

花見参与　我々の方は、ちょっと現場の実態がわからなくて言っているということがあ、るのかもしれませんが、どうも伺っていると、なぜ失業の認定を民間の職業紹介をやって、

例えば断っていかない。こういうのを民間が認めたら、それに基づいて失業保険を給付するかどうかを決めればいいので、なぜそのスポットで官がやらなければいけないのかというのがよくわからないんです。

水野首席職業指導官 ここに書いてあることの繰り返しになってしまうわけですがけれども、要するに受給者の方の内面の意思を適切に確認しなければいけないわけですので、それを先に民間で職業紹介をやって、そのときの反応を外形的に、客観的に判断するのは技術的に難しいのではないかとということでございます。

吉野副主査 おっしゃることはわかるとしても、内面の意思を判断するのが最も不得手なのは役人だと我々は思っているんです。本当に、冗談ではなくてね。

落合主査 ですから、仕組みとしては、言わばそういう適格があるかどうかに判定を行うとって、その判定が一定の権利義務に影響してくるとというのは、ある意味では公権力の行使の側面があるわけです。

ただ、公共サービス改革法自体は、公権力の行使であるという、それだけで「市場化テスト」の対象にできないというわけではなくて、聖域がない形で公共サービスをよりよくしていくためであれば、公権力の行使も対象にしてやっていきますというわけです。

したがって、雇用保険の認定という業務に公共サービスについても、もしこれが公共サービス改革法の対象として「市場化テスト」の対象にするという決断あるいは決定がなされれば、それはそれとしてやられるべきことなのです。

ただ、それが今度実行しようとしている「市場化テスト」職業紹介業務についてやろうというところを今、議論しているわけですが、それがどの程度の広がりを持ったやり方やろうというのは、今後のある意味で監理委員会としての立場を決めるという中で問題になるわけで、今、厚労省側の御主張として、雇用保険の認定の必要な求職者については、自分たちで自ら独占してやりたいというお考えであるというのは非常によくわかりました。

しかし、そういう希望は必ずしも公共サービス改革法上は当然に保障されているわけではない。いろんな要素を考慮して考えなければいけない問題だということで、これはしかし、現段階では、厚労省側がお考えになっている案としては、そのようなお考えであると承っておくということによろしいのではないかと思います。それについての評価は、また監理委員会で議論するということになるかと思えます。

山田室長 先生のおっしゃるとおりです。

私たちは、一応今、首席の方から申し上げた話を御理解いただくことが、そのままこの話を未来永劫議論しないというつもりはないので、そこはまた議論される場があれば、もう少ししっかりお話をしたいと思えます。

今段階でこれについて跳ね返ってくる不安に対しては、多分評価の段階でどう処理するかということで、ある程度の部分は受け止めたいと思っていますので、今はまだちょっと評価方法自体いろいろ検討中ですので、今の段階でこうするというお話はできないんですけれども、そういったところでお出ししていきたいなと思っています。

落合主査 ですから、3割は確実に官側で処理されますということになったときに、それを除外した部分についての競争の結果の評価というところで、その3割の部分はどうやって評価していくかという問題は必ず出てきますね。

本来的にはそういう問題を避けるためには全部対象にするというのも、もう一つの選択肢としてはあり得るわけだけれども、その選択肢をとらなかった場合はそういう問題が起きてくる。

ただ、問題はその3割の部分の除外されてしまうような形で、本当に公平な競争になるのかという部分、そこは評価でカウントしますという修正方法を考えましょうというお考えですけども、ただ、そこはなるべく、言わば全部独占するようなやり方ではなくて、一部民の方でその部分について担うようなところ、例えば求職申し込み自体は民で受け付けるというところは、必ず官を通してやらなければいかぬとかということになるのかどうか。もう少し、なるべく公平な競争が可能になるように工夫ができないかという辺りは、更に詰めていく必要がありますね。

山田室長 わかりました。今、私の方で評価の話強調しましたけれども、評価の話ではなくて、そもそも制度設定の段階で、逆に3割は官が受け持つので、人数配分をどうするかといった問題は、そのままやったら逆に官の方が損をしてしまうことになるので、そういった問題も加味して、仕組み的にどうするかということと、評価自体をどうするかという2つのポイントでもってこの保険の問題は乗り越えていこうと思っています。

落合主査 吉野委員、どうぞ。

吉野副主査 今の話と関連して、先ほどの花見先生のお話にちょっと戻るんですけども、官と民の協力という話を別の言い方でこういうふうを考えることはできませんか。

要は、官と民が競争をするときに、競争にそもそもなじまない分野、あるいは競争した結果なじまないことがわかる分野というのが出てくる。先ほどから出ているいろいろな弱者の問題もそうでしょう。具体的には、とにかくなじまない分野があるということがわかったときに、それを官が引き受けるというところは、官側の協力がないとスキームが成り立ちませんね。

言ってみれば、協力というのはそういうものにある意味では特定されるべきものであって、ほかのところは全くイコールフットィングで同じ土俵でもって競争するというふうにするべきものだと整理をしてもいいのかしら。

山田室長 これは具体の話と言わないとなかなか説明をしにくいんですけども、今、我々が考えているのは、前、生田課長が若干触れていましたけれども、恐らく先ほどのモニタリングの話と重なってくる話ですけども、3年という長丁場の間で、実際にやってみていろいろ出てくる。これは、前に原専門委員がおっしゃられていましたけれども、その中で実際にやってみたらいろいろ問題が出てきたということに対して、軌道修正するようなことを、多分今までの事業だと余りそういうことは考えなくてもよかったと思うんですけども、余りあいまいにすると契約がすごくあいまいになってしまうので、これは仕

組み方を内閣府の方とも御相談しなければいけないと思うんですけれども、確かにそういう可能性がないと言われてればあり得ますので、そこは考えたいと思います。

実際、我々ももし万が一官の方に人が集中し過ぎたりとかいうときにどうするかということは、この評価だとかそういった話を別の問題として少しシミュレーションしなければいけないなどは思っていましたけれども、それと併せて「市場化テスト」というスキームを成り立たしめるために、そういった問題が出てきたときにどういうふうにしたらいのかということについては、これはちょっともしかしたら要項のレベルでも触れなければいけない話になるかも知れないんですけれども、考えていかなければいけないという御指摘は最もだと思います。

落合主査 先ほど、山田室長の発言にもありましたけれども、要は職を求めている国民の便益が向上することです。ところが、民の窓口と官の窓口がひたすら競争した結果、先ほどありましたお互いの協力という意味ですけれども、もし言葉そのものの意味で協力がなくて、けんかするような形でやっておったということ、国民にそれで迷惑が生じてしまうということが出ると、かえてってこの競争は問題があるという評価になりますので、競争をやっているだけけれども、その結果は国民の満足を向上させる競争であるということにならなければいけないとすれば、どうしてもそこに何らかの協力という要素は必然的に入ってくるのではないかと思います。

ですから、そういう協力というものを、業務分野を明確に仕切ることによって、およそ協力が無いという、今、言ったような意味での協力が無いという状態になるのは、やはり国民に迷惑が生ずる可能性があるのです、そういった意味での協力というのは、やはり具体的にどういうことが可能かも含めて、更に検討していく必要があるのではないかと思います。

山田室長 今のお話で、今、考えているのは、要項レベルでそういう協力を想定したものは、そこはすごく抽象的になってしまうと思いますので、多分落札業者が実際に決まった後の準備期間の間に、開庁時間をどういうふうにするとか、そういったことも含めて話し合いをする場ができると思います。

実際、始まってからはやはり競争だとは思いますが、ただ、我々も全く官と民でシャッターを下ろしてしまうというやり方はできないと思っています。それは実は、官側の事情としても、今は景気がある程度よくなってきています。基本的に、我々の行政というのは景気がよくなればなるほど楽になるという状態ですけれども、これがまた何かの事情で急に雇用がめっちゃくちゃになってしまったりとかいうことになれば、恐らくそれは我々の側からも民間に、例えば中高年の離職者がめっちゃくちゃ出てくるとか、その管内ですごく大型の倒産があったりしたときというのは、官と民は別だからという話には多分できないと思うので、そこは日常的な連携というよりは、定期的に官と民の間で話ができる。それはお互いのそれぞれが持っている不満のようなものを言うような場なのかもしれないです。

こういうのはやはり設定しないと、我々も実際、やる職員に対しては尻をたたくような、頑張れ頑張れということになると思うんですが、それはやはりしないと、行政としてこんなに大量に求職者がいて、今までのようなやり方をしているのかと言われたときに、民の方は民御自身でやられているので、そこは触れませんみたいな話是不可能的なので、それは官側からも今おっしゃった話は出てくると思いますので、そこは今回のこの窓口を分けるというやり方に伴って、新たにスキームに突っ込まなければいけない話だと思いますので、そこも含めて検討させてもらいます。

吉野副主査 先ほどから皆さんが雇用保険の受給の話を行っているのは、雇用保険の受給が3割を占めるその部分は、要するに官が最初からやるべき分野であるから、協力という表現でもって、そこは分野調整をして最初から分けられる、という内容のようですが、そういう話ではないのではないかと我々は考える。つまり、それは最初から競争の分野に入るべきものなのではないかというふうに思うと言っているんです。最初からここは触るなという話になってしまっただけはおかしいと思うんです。

落合主査 どうぞ。

逢見副主査 求職者選別のところで、民側は困難度が高い求職者の目標を設定して、ディスインセンティブでいく。それで窓口において認定を行う。官と民と両方並んで、片方は委託費でディスインセンティブになる。片方の官の方は通常だというときに、民側としては、そうするとできるだけディスインセンティブになるような困難者の認定はしたくないという心理が働くのではないかと思うんです。

そうすると、外形的に障害者手帳とか何かで明らかかな場合はいいですけども、例えば知的障害とか精神障害はなかなか外形上判断できないという場合もある。そうすると、果たして窓口で認定することでアンパイアとプレイヤーが一緒になっているということで、選別回避ということになるのかどうかという疑問があるんですけども、そこはどうでしょう。

山田室長 確かに今、具体的に上げられたところは、障害者手帳を持たない障害者の方だとか、そういった人たちもいるので、基本的に求職を申し込んでいただくときに書いていただくプロフィールでもって判断するしかないとは思いますが、ちょっとおっしゃった点は仕組み方として、あと、窓口で振り分けるというか、それぞれこういうサービスをしていますよということによって言っていただくんですが、多分一般の求職者の人は余り、恐らく今までの官民共同窓口の展開の仕方だからすると、両方1回試してみてもどちらかにするということが多いみたいですけども、ある種、就職困難を抱えている方については、単純に共同窓口をうまく展開させるために、一定の仕掛けが必要だと思いますので、今の点も制度設計の際に注意したいと思います。

落合主査 花見参与、どうぞ。

花見参与 私は監理委員会の人間ではないので、もうちょっと広く考えているんですが、今日の御議論の中で、私はやはり職業紹介についての官民競争協力という点は、協力とい

う点を考える場合に、吉野専門委員がおっしゃったような、民が商業ベースでできないようなことを官にやってもらうというのと、もう一つは官もできないようなことが民が商業ベースでなくてできるようなものというのはあるわけで、民でこそできるような分野というのはあるわけで、そういうものは協力という場合は両方含まれているので、両方が重なるところは競争してもらおうというあれなので、今度の考えの官民協力というスキームの中に入ってこないかもしれないけれども、やはり競争だけではなくて、協力というものを見通して、官民の住み分けというのをやはり厚労省は考えていただいた方がいいのではないかと考えています。

山田室長 恐らく、競争と協力という問題については、結構ずっと付きまとう話だと思うんですが、私は一応こう考えています。

プレーヤーとしての官は、やはり競争という発想を持たなければいけないと思います。ただ、私の立場というのは、プレーヤーを指揮する立場にある一方で、制度設計をする立場でもあるので、その立場からして協力ということについて考える場合は、恐らく利用者にとっていい方法が何かという意味で、それであればこの部分はこうしたらいいというところに多分いかないといけないので、あくまでも官のプレーヤー、民のプレーヤーがどう思うかというよりは、むしろ利用者の立場に立って今の仕組み設定でどういう問題が出てくるかということでもって協力体制がどう組めるかという感じで考えていこうかなと思います。

全然具体の話的前提にしない話なので、抽象論で申し訳ないんですけども、恐らく思想的にはそういう話ではないかなという気がしています。

落合主査 したがって、国民の便益向上になるような形でこのハローワークについての「市場化テスト」の適用というのが実現されることが重要なので、それを目指して、更に今後、検討をお互いに続けていきたいと思っています。

今日はそういうことで、山田室長と水野首席職業指導官においでいただいて意見交換をいたしました。また今後もよろしく願いいたします。

それでは、本日のハローワーク等分科会は終了ということにいたします。引き続き、委員懇談会を開催しますので、傍聴者の方は退席をお願いいたします。